

議案第 1 号

平成 28 年度橋本市一般会計補正予算(第 5 号)について

平成 28 年度橋本市一般会計補正予算(第 5 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

## 平成 28 年度 橋本市一般会計補正予算（第 5 号）

平成 28 年度橋本市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 543,450 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27,060,394 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 29 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		6,872,603	354	6,872,957
	1 市民税	3,109,680	2,471	3,112,151
	3 軽自動車税	182,089	△2,117	179,972
6 地方消費税交付金		1,000,000	△50,000	950,000
	1 地方消費税交付金	1,000,000	△50,000	950,000
10 地方交付税		8,210,458	△80,000	8,130,458
	1 地方交付税	8,210,458	△80,000	8,130,458
12 分担金及び負担金		301,196	353	301,549
	1 分担金	11,712	△1,441	10,271
	2 負担金	289,484	1,794	291,278
13 使用料及び手数料		351,532	△3,935	347,597
	1 使用料	247,189	△4,430	242,759
	2 手数料	104,343	495	104,838
14 国庫支出金		3,168,014	△112,041	3,055,973
	1 国庫負担金	2,301,540	△52,249	2,249,291
	2 国庫補助金	840,453	△60,766	779,687
	3 委託金	26,021	974	26,995
15 県支出金		1,795,778	△52,231	1,743,547
	1 県負担金	997,468	△17,434	980,034
	2 県補助金	594,143	△34,482	559,661
	3 委託金	204,167	△315	203,852
16 財産収入		142,184	46,356	188,540
	1 財産運用収入	18,372	3,845	22,217
	2 財産売払収入	123,812	42,511	166,323
17 寄附金		142,238	△24,458	117,780
	1 寄附金	142,238	△24,458	117,780
18 繰入金		889,053	△409,354	479,699
	2 基金繰入金	853,400	△409,354	444,046
20 諸収入		688,248	14,406	702,654
	1 延滞金、加算金及び過料	17,118	5,539	22,657

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 貸付金元利収入	1,043	△280	763
	4 受託事業収入	37,358	6,857	44,215
	5 雑入	632,379	2,290	634,669
21 市債		3,424,483	127,100	3,551,583
	1 市債	3,424,483	127,100	3,551,583
歳入	合計	27,603,844	△543,450	27,060,394

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		249,098	△4,217	244,881
	1 議会費	249,098	△4,217	244,881
2 総務費		2,354,033	△25,857	2,328,176
	1 総務管理費	1,833,448	△20,078	1,813,370
	2 人権対策費	12,802	△545	12,257
	3 徴税費	286,227	△3,910	282,317
	4 戸籍住民基本台帳費	112,157	△607	111,550
	5 選挙費	62,948	△184	62,764
	6 統計調査費	13,502	△393	13,109
	7 監査委員費	16,277	△140	16,137
3 民生費		9,654,169	△176,916	9,477,253
	1 社会福祉費	5,211,041	△67,880	5,143,161
	2 児童福祉費	3,685,579	△108,047	3,577,532
	3 生活保護費	757,547	△989	756,558
4 衛生費		2,820,655	△13,596	2,807,059
	1 保健衛生費	592,114	△4,231	587,883
	2 清掃費	1,386,030	△20,756	1,365,274
	3 上水道整備費	67,574	28	67,602
	4 病院費	774,937	11,363	786,300
6 農林水産業費		749,447	△36,878	712,569
	1 農業費	729,807	△36,241	693,566
	2 林業費	19,640	△637	19,003
7 商工費		531,682	△52,031	479,651
	1 商工費	531,682	△52,031	479,651
8 土木費		2,253,056	△153,019	2,100,037
	1 土木管理費	15,710	△281	15,429
	2 道路橋梁費	676,988	△50,153	626,835
	3 河川費	20,102	△1,102	19,000
	4 都市計画費	1,327,500	△96,861	1,230,639
	5 住宅費	212,756	△4,622	208,134

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 消防費		948,775	△28,557	920,218
	1 消防費	948,775	△28,557	920,218
10 教育費		4,335,074	△35,125	4,299,949
	1 教育総務費	442,742	7,187	449,929
	2 小学校費	549,814	3,379	553,193
	3 中学校費	151,604	△4,870	146,734
	4 幼稚園費	155,295	△2,533	152,762
	5 社会教育費	478,627	△17,702	460,925
	6 保健体育費	2,556,992	△20,586	2,536,406
11 災害復旧費		31,670	△2,298	29,372
	2 公共土木施設災害復旧費	9,400	△2,298	7,102
12 公債費		3,655,570	△15,000	3,640,570
	1 公債費	3,655,570	△15,000	3,640,570
13 諸支出金		342	44	386
	1 土地開発基金費	342	44	386
歳 出 合 計		27,603,844	△543,450	27,060,394

第2表 繰越明許費

単位：千円

款	項	事業名	金額
2 総務費	4 戸籍住民基本台帳費	通知カード・番号カード交付金	5,020
3 民生費	1 社会福祉費	臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業	224,336
4 衛生費	3 上水道整備費	一般会計出資金	50,000
6 農林水産業費	1 農地費	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業	36,818
8 土木費	2 道路橋梁費	道路施設長寿命化事業	59,649
		道路新設改良事業	4,400
		御幸辻ST芝垣内線整備事業	4,630
		南宿線整備事業	39,530
	4 都市計画費	都市再生整備計画事業（御幸辻地区）	17,487
		公園財産管理事業	1,082
	5 住宅費	市営住宅ストック総合活用計画推進事業	47,417
10 教育費	2 小学校費	応其小学校大規模改造事業	169,036
	2 小学校費	学文路小学校大規模改造事業	112,246
	6 保健体育費	学校給食センター建設事業	1,731,981
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	現年農地農業用施設災害復旧事業	5,025
		過年農地農業用施設災害復旧事業	11,772
合		計	2,520,429

### 第3表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
退職手当債	千円 200,000	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
行政改革推進債	119,100			

(変更)

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
合併特例事業	千円 320,500	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
公共事業等	61,700			
公営住宅建設事業	44,600			
地域活性化事業	91,800			
緊急防災・減災事業	59,700			
学校教育施設等整備事業	270,600			
公共施設最適化事業	1,569,000			
災害復旧事業	12,300			



補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 282,400	証書借入 又 は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式 で借り入れる公的資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮もしくは繰上償還又は 低利に借換えることができ る。
44,800			
38,900			
80,400			
46,100			
621,700			
1,118,200			
5,700			